

報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)
理 由	令和4年度の使用料が確定したので、予算の補正を要する ため。

令和4年度

有田川町浄化槽事業特別会計補正予算

(第1号)

令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度有田川町の浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	4,638	△100	4,538
	1 使用料	4,638	△100	4,538
	歳 入 合 計	6,961	△100	6,861

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	施設費	4,919	0	4,919
	1 浄化槽施設管理費	4,919	0	4,919
4	予備費	100	△100	0
	1 予備費	100	△100	0
	歳 出 合 計	6,961	△100	6,861

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△100千円

1 項 使用料

△100千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料	千円 4,638	千円 △100	千円 4,538
計	4,638	△100	4,538

3 歳 出

2 款 施設費

0千円

1 項 浄化槽施設管理費

0千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 浄化槽施設 管理費	千円 4,919	千円 0	千円 4,919	千円	千円	千円 △100	千円 100
計	4,919	0	4,919	0	0	△100	100

4 款 予備費

△100千円

1 項 予備費

△100千円

1 予備費	100	△100	0				△100
計	100	△100	0	0	0	0	△100

節		説	明
区 分	金 額		
1 使用料	千円 △104	下水道課 浄化槽使用料	千円 △104
2 滞納繰越金	4	下水道課 滞納繰越金	4

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	財源更正	千円

有田川町浄化槽事業特別会計